

亘理町と宮城県行政書士会との行政手続に関する包括連携協定書

亘理町（以下「甲」という。）と宮城県行政書士会（以下「乙」という。）とは、次のとおり行政手続に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互連携と協働による活動の推進により、地域の諸課題等に迅速かつ柔軟に対応し、町民サービスの向上を図ることをもって、町民福祉の増進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に示すような各種行政手続の相談及び調査に関する業務について連携し、相互に協力する。

（1）恒常的な業務に係る事項

- ア 各種行政手続に係る町民及び外国人住民の対応等に関すること。
- イ 成年後見制度に関すること。
- ウ 国や県を含めた事業者支援の相談に関すること。
- エ 空き家の調査等に関すること。

（2）災害時の業務に係る事項

- ア 各種証明書の交付申請に関すること。
- イ 各種登録・抹消手続に関すること。
- ウ 各種許認可の申請等に関すること。
- エ 各種支援金・給付金及び仮設住宅における相談支援等に関すること。

（3）その他、第1条の目的を達成するため、甲が必要と認める事項

（費用の負担）

第3条 本協定に係る連携業務の費用が生じた場合、その費用負担について、乙はその都度、業務の内容に応じて協議を求めることができる。

（災害の補償）

第4条 本協定に係る連携業務において、乙の従事者が他人に損害を与え、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合における災害補償について、甲はその負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、自らが、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団・その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）と、関係を持っていないことを表明し、かつ将来にわたり関係を持たないことを確約する。

2 甲及び乙は、自ら又は暴力団員等若しくは第三者を利用して、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫若しくは暴力を用い、又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説の流布、偽計又は威力による信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に掲げる行為に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合又は前項各号に掲げるいずれかの行為を行った場合は、当該相手方に対して事前に何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第7条 甲と乙は、本協定に基づく業務において知り得た相手方の秘密情報及び個人情報等について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（雑則）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

2 本協定に係る連携業務を円滑に実施するため、調整に努めることとし、年に1回程度の調整の場を設定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和 5 年 2 月 22 日

甲 宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地

亘理町長

山田 周伸

乙 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目3番5号

宮城県行政書士会
会長

佐々木 政勝